

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月12日
【会社名】	株式会社アスラポート・ダイニング
【英訳名】	Asrapport Dining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 伸昭
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目16番1号
【電話番号】	03-5405-4467（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 山下 典之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目16番1号
【電話番号】	03-5405-4467（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 山下 典之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 154,305,138円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	38,166株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式はありません。

(注) 1. 平成21年3月12日(木)開催の取締役会決議によります。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	38,166株	154,305,138	77,152,569
一般募集			
計(総発行株式)	38,166株	154,305,138	77,152,569

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		HSIグローバル株式会社	
割当株数		38,166株	
払込金額		154,305,138円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都品川区南大井3丁目23番8号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 檜垣 周作	
	資本金の額	500,000円	
	主な事業内容	インターネットや宅配を中心とした飲料や食品の独自商品の製造、小売販売、飲食店の運営及び有価証券の保有・管理	
	大株主及び持株比率	阪神酒販株式会社 100.00%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定者の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		発行日から2年以内に割当新株式を譲渡する場合は、その旨を当社へ書面にて報告する旨の確約をご提出願う予定であります。	

(注) 1. 割当予定先の内容は平成21年3月1日現在におけるものであります。

#### 2. 割当予定先の選定理由

当社は、第3期第2四半期連結会計年度において連結子会社ののれんに対する減損損失等を計上し純資産が減少した結果、上場維持の要件に抵触するおそれが生じたことから資本増強による財政状態の改善が必要との認識のもと引受先の選定を進めて参りました。上記割当予定先は、阪神酒販株式会社が当社株式保有等の目的で設立した100%子会社であります。阪神酒販株式会社は、酒類・食品の製造、卸等を主な事業とし、また「どどり亭」「鳥造」などのブランドの居酒屋事業を傘下に保有しており、このたびの第三者割増による両者グループの協力関係を通じ外食における経営資源を有効活用し、事業を発展させることを目的としております。割当先を阪神酒販株式会社の100%子会社とする理由は、両者グループ間の事業再編や業務提携を行うにあたり機動的かつ柔軟に戦略を実効できるためでありま

す。

なお、当該割当先におきましては、反社会勢力との取引関係及び資本関係等は一切有しておらず、また将来におきましても同関係を有しないことを確認しております。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
4,043円	77,152,569円	1株	平成21年3月27日(金)		平成21年3月27日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3. 割当予定先との間で、会社法第205条に基づく総数引受契約を締結する予定です。  
 4. 上記株式を割り当てた者との間で総数引受契約の締結がなされない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。  
 5. 申込方法は、申込期間内に、後記申込取扱場所に申し込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
(株)アスラポート・ダイニング 本社	東京都港区海岸一丁目16番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
(株)三井住友銀行 三田通支店	東京都港区芝5丁目28-1

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
154,305,138	1,000,000	153,305,138円

(注) 発行諸費用の概算には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額153,305,138円につきましては、現時点においては以下のように充当する予定ですが、金額については、手取金の入金が行われた時点の状況により決定いたします。現時点では財務体質の適正化のため約77,000,000円を借入金返済に使用し、残額を販管費節減を意図した本社移転費用に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項ありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第2期事業年度)「第一部企業情報 第2事業の状況 4事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成21年3月12日)までの間に以下の事項が追加になっております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成21年3月12日)において変更はありません。

#### (1) 既存株式の希薄化について

当社は、平成21年3月12日開催の取締役会において、HSIグローバル株式会社(東京都品川区)に対して第三者割当による38,166株の新株発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株発行により、本有価証券届出書提出日(平成21年3月12日)現在の発行済株式総数126,834株に30.1%の希薄化が生じることになり、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

しかしながら、当該第三者割当で上場維持並びに阪神酒販株式会社との協力関係の構築は、財務面の改善並びに事業面における将来の収益力向上に不可欠なものと考えており、既存の株主様に対しても望ましいものと考えております。

### 2. 臨時報告書の提出について

#### 平成20年7月14日提出の臨時報告書

当社の連結子会社であります株式会社プライム・リンクが、アクセーラ株式会社(東京都千代田区)より提起されておりました訴訟について、和解が成立し、解決したことに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき臨時報告書を提出しております。

報告内容は以下の通りであります。

#### (1) 和解の日

平成20年7月10日

#### (2) 子会社の名称

商号	株式会社プライム・リンク
所在地	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー21階
代表者	代表取締役会長 山口 伸昭

#### (3) 経緯

株式会社プライム・リンクは、アクセーラ株式会社と財務施策に関するアドバイザー契約及び業務委託契約等を締結しておりましたが、その活動結果に対する業務委託手数料の見解に相違が生じ、平成19年1月26日付で同社より訴訟が提起されました。これに対し、株式会社プライム・リンクは、平成20年2月28日付で反訴を提起しておりました。

#### (4) 和解の内容

裁判上の協議の結果、上記見解の相違については双方完全な理解に至り、双方が訴訟を取下げることによって円満に解決いたしました。

#### (5) 今後の見通し

株式会社プライム・リンクでは、本訴訟に関する特別利益を計上する見込みですが、当期の連結業績に与える影響は精査中であり、明確になり次第速やかにお知らせいたします。

#### 平成20年10月8日提出の臨時報告書

当社の連結子会社であります株式会社プライム・リンクが、以下の内容の訴状を受領しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき臨時報告書を提出しております。

#### (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

商号	株式会社プライム・リンク
本店所在地	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー21階

代表者氏名 代表取締役 小島 保幸

(2) 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

訴訟の提起があった裁判所 東京地方裁判所  
訴訟の提起日 平成20年9月2日(訴状到達日 平成20年10月3日)

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

商号 株式会社クラーク名古屋  
本店所在地 名古屋市中村区椿町10番16号  
代表者氏名 代表取締役 平野 和夫

(4) 訴訟の経緯

本別訴の原審は、平成20年2月6日付にて東京地方裁判所から判決の言渡しがあり、株式会社プライム・リンクの主張が全面的に認められ、株式会社クラーク名古屋の請求の全部が棄却されております。株式会社クラーク名古屋は、原審判決の取り消しを求めて控訴しており、現在も東京高等裁判所にて審理中ですが、同様の案件であるにもかかわらず、原審控訴審とは別に、請求の原因を変更して、株式会社プライム・リンクに3億円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

(5) 訴訟の内容及び損害賠償金額

株式会社プライム・リンクは、株式会社クラーク名古屋に対し、3億円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払うこと。  
訴訟費用は、株式会社プライム・リンクの負担とすること。

(6) 今後の見通し

当期の業績につきましては変更ございません。

なお、当社は、本別訴についても原審第一審判決において全面的に認められたとおり、株式会社プライム・リンクに株式会社クラーク名古屋が主張するような支払い義務がなく、株式会社プライム・リンクの主張が認められることを確信しており、裁判でその正当性を主張してまいります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第2期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第3期 第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第2期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年10月8日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第2期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 司指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 基宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

株式会社アスラポート・ダイニング  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井上 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡田 基宏  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成19年1月12日から平成19年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニングの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成19年5月31日で子会社である(有)山桜開発(平成19年6月18日に(株)ゲンジフーズに商号変更)は(株)オリジンフーズとの間で、飲食店事業及びフランチャイズ事業の一部の譲受けに関し事業譲渡契約書を締結した。
2. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成19年6月13日の当社取締役会において第三者割当による新株式発行に関して決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

株式会社アスラポート・ダイニング  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井上 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡田 基宏  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成19年5月31日の子会社である(有)山桜開発(平成19年6月18日に(株)ゲンジフーズに商号変更)は(株)オリジンフーズとの間で、飲食店事業及びフランチャイズ事業の一部の譲受けに関し事業譲渡契約書を締結した。

2. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成19年6月13日の当社取締役会において第三者割当による新株式発行に関して決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

株式会社アスラポート・ダイニング  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井上 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡田 基宏  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニングの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

株式会社アスラポート・ダイニング  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井上 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡田 基宏  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。